



JASDAQ

平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 岡本硝子株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本 毅
(JASDAQ・コード 7746)
問合せ先 執行役員総務人事部長 秋山 仁志
電 話 04-7137-3111

従業員等に対するストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、当社従業員等（当社の従業員、顧問及び嘱託並びに子会社の職員）に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて承認を求める議案を、下記のとおり、平成 23 年 6 月 25 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、3. の要領に記載のとおり、当社従業員等に対し新株予約権を、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社従業員等に割当てるものといたします。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 170,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,700 個を上限とする。

(新株予約権 1 個につき普通株式 100 株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権と引換えに金銭を払込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の大阪証券取引所（JASDAQ 市場）における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が新株予約権発行日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \end{array}$$

また、時価を下回る価格で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年7月1日から平成27年6月30日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の譲渡、質入、相続を認めない。
- ② 権利行使時に、引続き当社の役職員等であること。ただし、妥当な事情があり、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権の一部行使・分割行使は認めない。
- ④ その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(6)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、当該新株予約権は無償で取得する。

(8) 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。

以 上